SMALL AND MEDIUM ENTERPRISE MANAGEMENT CONSULTANT

2026 年合格目標

中小企業診断士講座

1次試験対策

過去問題集 ⑥

経営法務

6

資格★合格クレアール

論点 No.2

法人の種類

問題１　**令和４年　第４問**　重要度　B　　**チェック✔**□□□

株式会社と合同会社の比較に関する記述として、最も適切なものはどれか。

ア　株式会社及び合同会社のいずれも、会社成立後の出資に際して、資本金を増やさずに出資による資金調達を行うことはできない。

イ　株式会社においては法人は取締役となることはできないが、合同会社においては法人が業務執行社員になることができる。

ウ　株式会社の株主は１名でもよいが、合同会社の社員は２名以上でなければならない。

エ　株式会社の株主は有限責任であるが、合同会社の社員は無限責任である。

問題２　**令和元年　第１問★**　重要度　A　　**チェック✔**□□□

合同会社、合名会社、合資会社の比較に関する記述として、最も適切なものはどれか。

ア　合同会社、合名会社、合資会社のいずれの会社も、会社成立後に新たに社員を加入させることができる。

イ　合同会社、合名会社、合資会社のいずれの会社も、社員は２名以上でなければならない。

ウ　合同会社、合名会社、合資会社のいずれの会社も、定款の定めによっても、一部の社員のみを業務執行社員とすることはできない。

エ　合同会社と合名会社の社員は無限責任社員のみで構成されるが、合資会社の社員は無限責任社員と有限責任社員により構成される。

問題３　**平成30年　第１問★**　重要度　B　　**チェック✔□□□**

合同会社は、当事者間で最適な利害状況を自由に設定することを可能とすることによって、事業の円滑な実施を図り、法規制による保護ではなく、利害関係者の自己責任による問題解決に委ねるという会社類型である。

株式会社と合同会社を比較した記述として、最も適切なものはどれか。

ア　株式会社の株主は、会社債権者に対して間接有限責任しか負わないが、合同会社の社員は、会社債権者に対して直接無限責任を負う。

イ　株式会社の場合には、資本金を増やさずに出資による資金調達を行うことはできないが、合同会社の場合には、資本金を増やさずに出資による資金調達を行うことができる。

ウ　株式会社の場合にも、合同会社の場合にも、純資産額が300万円以上でなければ、配当を行うことができない。

エ　株式会社の場合にも、合同会社の場合にも、貸借対照表を公告しなければならない。

論点 No.4

会社の設立と登記

問題４　**令和６年　第６問**　重要度　A　　**チェック✔**□□□

定款の記載事項は、絶対的記載事項（定款に必ず記載または記録しなければならない事項であって、これを記載または記録しないときには定款自体が無効となるもの）、相対的記載事項（定款で定めないとその事項の効力が認められないもの）、任意的記載事項（定款に記載せずに他の方法で定めても有効であるにもかかわらず、会社の意思で定款に記載する事項）に分類される。

次の事項のうち、株式会社の定款における絶対的記載事項ではないものの組み合わせとして、最も適切なものを下記の解答群から選べ。

a　本店の所在地
b　設立に際して出資される財産の価額またはその最低額
c　発起人の氏名または名称および住所
d　取締役の員数
e　定時株主総会の招集時期

〔解答群〕

ア　aとc
イ　bとd
ウ　bとe
エ　dとe

問題５　**令和５年　第５問（設問１・設問２）**

以下の会話は、株式会社の設立を考えている甲氏と中小企業診断士であるあなたとの間で行われたものである。この会話を読んで、下記の設問に答えよ。なお、甲氏は、定款を書面で作成することを考えている。

甲　氏：「これまで、個人で事業を行っていましたが、事業が軌道に乗ってきたので、株式会社を設立したいと思います。新しく設立する会社が発行する株式については、私が引き受ける他に、私の父が設立したＸ株式会社と私の友人である乙氏にも引き受けてもらうことになっています。ちょっと調べたところ、株式会社を設立する場合には、定款に発起人が署名または記名押印をしなければならないと聞きました。私は発起人になることにしていますが、乙氏も発起人にならなければならないのでしょうか。」

あなた：「［　A　］。」

甲　氏：「ありがとうございます。では、Ｘ株式会社は発起人になることはできるのでしょうか。」

あなた：「［　B　］。」

甲　氏：「また、株式会社を設立するに際しては、取締役を選任しなければならないと聞きました。会社法では、私は取締役に必ず就任しなければならないのでしょうか。」

あなた：「［　C　］。」

甲　氏：「定款では、その設立時取締役の定めはしない予定なのですが、この場合、設立時取締役というのは、どのような手続で選任することになるのでしょうか。」

あなた：「［　D　］。」

甲　氏：「いろいろとありがとうございます。分からないことがあったら、またお伺いします。」

あなた：「お気軽にご相談ください。必要があれば、知り合いの弁護士を紹介します。」

（設問１）★ 重要度　A　　**チェック✔□□□**

会話の中の空欄ＡとＢに入る記述の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。

ア　Ａ：発起設立、募集設立のいずれの場合でも、乙氏は発起人にならなければなりません
　　Ｂ：Ｘ株式会社は法人なので、発起人になることはできません
イ　Ａ：発起設立、募集設立のいずれの場合でも、乙氏は発起人にならなければなりません
　　Ｂ：法人も発起人になることができますので、Ｘ株式会社も発起人になることができます
ウ　Ａ：発起設立によって株式会社を設立する場合には乙氏は発起人にならなければなりませんが、募集設立によって株式会社を設立する場合には、必ずしも乙氏は発起人になる必要はありません
　　Ｂ：Ｘ株式会社は法人なので、発起人になることはできません
エ　Ａ：発起設立によって株式会社を設立する場合には乙氏は発起人にならなければなりませんが、募集設立によって株式会社を設立する場合には、必ずしも乙氏は発起人になる必要はありません
　　Ｂ：法人も発起人になることができますので、Ｘ株式会社も発起人になることができます

（設問２） 重要度　B　　**チェック✔□□□**

会話の中の空欄ＣとＤに入る記述の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。なお、定款では設立時取締役として定められた者はいないものとする。

ア　Ｃ：いいえ。設立時取締役は必ずしも発起人でなくてもよいので、必ずしも甲氏が設立時取締役になる必要はありません
　　Ｄ：発起設立、募集設立のいずれの場合も、発起人全員の同意によって選任することになります
イ　Ｃ：いいえ。設立時取締役は必ずしも発起人でなくてもよいので、必ずしも甲氏が設立時取締役になる必要はありません
　　Ｄ：発起設立の場合は、発起人の議決権の過半数により、募集設立の場合は、創立総会の決議によって選任することになります
ウ　Ｃ：はい。甲氏は発起人ですので、必ず設立時取締役にならなければなりません
　　Ｄ：発起設立の場合は、発起人全員の同意により、募集設立の場合は、創立総会の決議によって選任することになります
エ　Ｃ：はい。甲氏は発起人ですので、必ず設立時取締役にならなければなりません
　　Ｄ：発起設立の場合は、発起人の議決権の過半数により、募集設立の場合は、創立総会の決議によって選任することになります

問題６　**令和４年　第６問（設問２）**

以下の会話は、甲氏と、中小企業診断士であるあなたとの間で行われたものである。この会話に基づき下記の設問に答えよ。

甲　氏：「最近、私の友人が株式会社を立ち上げました。私も、株式会社をつくって、事業をやりたいと思います。友人の株式会社は、公開会社ではない株式会社と聞きました。公開会社ではない株式会社とは、どのような会社ですか。」
あなた：「公開会社ではない株式会社とは、発行する全部の株式が譲渡制限株式である会社をいいます。」
甲　氏：「公開会社ではない株式会社には、どのような特徴があるのでしょうか。」
あなた：「公開会社ではない株式会社の場合には、［　A　］。」
甲　氏：「ありがとうございます。今後、実際に株式会社を設立する場合、どのような点に注意すればよいのでしょうか。」
あなた：「［　B　］。」
甲　氏：「ありがとうございます。分からないことがあったら、またお伺いします。」

（設　問）★　［重要度　A］　　**チェック✔□□□**

会話の中の空欄Ｂに入る記述として、最も適切なものはどれか。

ア　株式会社を設立するに当たって作成する定款には、商号を記載又は記録しなければなりませんので、考えておくとよいでしょう
イ　株式会社を設立するに当たって作成する定款は、電磁的記録により作成することはできませんので、注意してください
ウ　株式会社を募集設立によって設立する場合、最低資本金の額は300万円となりますので、注意してください
エ　発起人は３名以上でなければなりませんので、甲氏のほかに発起人となってくれる人を探しておくとよいでしょう

問題７　**令和２年　第２問**　［重要度　B］　　**チェック✔□□□**

株式会社の設立に関する記述として、最も適切なものはどれか。

ア　株式会社を設立するに当たって、株式会社の定款に、発起人の氏名を記載又は記録する必要はない。
イ　発起設立における設立時取締役の選任は、定款に別段の定めがない場合、発起人の全員の同意により決定する。
ウ　発起人が複数いる場合、発起設立の場合には発起人の全員が設立時発行株式を引き受けなければならないが、募集設立の場合には、発起人の一人が設立時発行株式を引き受ければよく、発起人全員が設立時発行株式を引き受ける必要はない。
エ　発起人は、現物出資について裁判所選任の検査役の調査を経た場合、現物出資者又は当該財産の譲渡人である場合を除き、現物出資財産の不足額填補責任を負わない。